



大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表
平成21年10月21日

担 当	大阪労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 宮原 純治 主任需給調整指導官 砂 修 電話 06-4790-6316 FAX 06-4790-6309
--------	--

一般労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

大阪労働局（局長：石井 淳子）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分一般労働者派遣事業主

名 称	株式会社フジワーク
代表者の職氏名	代表取締役社長 白石 純一
所在地	大阪府高槻市北園町16番23号
許可に関する事項	許可年月日 平成13年6月1日 許可番号 般27-150033

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づき労働者派遣事業改善命令
(改善命令の内容は下記第4のとおり)

第3 処分理由

フジワークは、繰り返し是正指導されていたにもかかわらず、複数の事業所において同様の法違反が認められたことから、大阪労働局長から全契約の点検・是正を指示した。これに対し、点検し、是正した旨報告していたにもかかわらず、その後も依然として法違反を行い6の労働局から是正指導が行われ、当該事案は是正したところであるが、さらに、今般、次の1～3の法違反を行っていたこと。

1 ロム事業部

- ① 定められた事項について、派遣契約締結時に書面に記載せず、派遣労働者に適正に明示せず、さらに、派遣元管理台帳に労働者派遣の期間を適正に記載せず、労働者派遣を行ったこと。(派遣法26①、34①、37①)
- ② 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に未加入の派遣労働者について、被保険者資格取得届を提出していない具体的な理由を、派遣先に通知せず、派遣元管理台帳に記載せず、労働者派遣を行ったこと。(派遣法35、37①)
- ③ 派遣就業をする日について、具体的に定めないまま派遣契約を締結し、派遣労働者に適正に明示せず、派遣元管理台帳に適正に記載せず、労働者派遣を行ったこと。(派遣法26①、34①、37①)

2 南大阪事業所

- ① いわゆる自由化業務(※1)であったにもかかわらず、派遣先から抵触日(※2)の通知を受けずに派遣契約を締結し、労働者派遣を行ったこと。(派遣法26⑥)
- ② 健康保険及び厚生年金保険に未加入の派遣労働者について、被保険者資格取得届を提出していない具体的な理由を、派遣先に通知せず、派遣元管理台帳に記載せず、労働者派遣を行ったこと。(派遣法35、37①)
- ③ 派遣就業をする日について、具体的に定めないまま派遣契約を締結し、派遣労働者に適正に明示せず、派遣元管理台帳に適正に記載せず、労働者派遣を行ったこと。(派遣法26①、34①、37①)

※1 政令業務(労働者派遣法施行令第4条に定める派遣受入期間の制限のない業務)以外の業務のこと。

※2 派遣可能期間を超える(派遣受入期間の制限に抵触する)最初の日のこと。

3 本社事業所

- ① 派遣契約に時間外労働の具体的時間数及び苦情処理の方法を適正に記載せず、労働者派遣を行ったこと。(派遣法26①)
- ② 派遣就業の場所に関し、派遣契約に実際と異なる場所を定め、派遣労働者に実際と異なる派遣就業の場所及び指揮命令者を明示し、派遣元管理台帳に実際と異なる派遣就業の場所を記載し、労働者派遣を行ったこと。(派遣法26①、34①、37①)
- ③ いわゆる自由化業務であったにもかかわらず、派遣先から抵触日の通知を受けずに派遣契約を締結し、労働者派遣を行ったこと。(派遣法26⑥)

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 労働者派遣事業、請負事業にかかる全社総点検を行い、これらに係る違反があっ

た場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

総点検にあたっては、繰り返し違反のあった次の法条項について、特に重点的に点検すること。

- ・労働者派遣法第26条第1項（労働者派遣契約の内容）
 - ・労働者派遣法第26条第6項（派遣可能期間の抵触日の通知）
 - ・労働者派遣法第34条（就業条件等の明示）
 - ・労働者派遣法第35条（派遣先への通知）
 - ・労働者派遣法第37条（派遣元管理台帳）
- 2 第3に記載した法違反発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講じること。
 - 3 派遣元事業主の責任において、全社にわたり遵法体制を整備すること。

参 考

○労働者派遣法

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差違に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という。)の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

6 派遣元事業主は、第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

○労働者派遣法施行規則

第22条 法第26条第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 二 労働者派遣の役務の提供を受ける者が法第26条第1項第4号に掲げる派遣就業をする日以外の日に同項第2号に規定する派遣就業(以下単に「派遣就業」という。)をさせることができ、又は同項第5号に掲げる派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合における当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であって当該派遣労働者に係るもの

三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となったことの確認の有無に関する事項であって厚生労働省で定めるもの

○労働者派遣法施行規則

第27条の2 法第35条第2号の厚生労働省令で定める事項は、当該労働者派遣に係る派遣労働者に関して、次の各号に掲げる書類がそれぞれ当該各号に掲げる省令により当該書類を届け出るべきこととされている行政機関に提出されていることの有無とする。

一 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第10条の2に規定する健康保険被保険者資格取得届

二 厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第15条に規定する厚生年金保険被保険者資格取得届

三 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第6条に規定する雇用保険被保険者資格取得届

2 派遣元事業主は、前項の規定により前項各号に掲げる書類が提出されていないことを派遣先に通知するときは、当該書類が提出されていない具体的な理由を付さなければならない。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなけれ

ばならない。

- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

○労働者派遣法施行規則

第31条 法第37条第1項第8号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 九 第27条の2の規定による通知の内容（前掲：健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無、提出されてない場合は具体的な理由）

（改善命令等）

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（権限の委任）

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○労働者派遣法施行規則

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

（罰則）

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 三 第34条、第35条、第35条の2第1項、第36条、第37条、第41条、第42条の規定に違反した者